

## 平成27年 決算審査特別委員会の記録

### 決算審査特別委員会

### 本庁審査（病院局、企業局）



委員長名	遠藤忠一
委員会開催日	平成27年 9月28日（月）
所属委員	（副委員長）立原龍一 小林昭一 （理事）宮川えみ子 高野光二 佐久間俊男 （委員）石原信市郎 渡辺義信 桜田葉子 杉山純一 阿部裕美子 満山喜一 柳沼純子 太田光秋 斎藤健治 宗方保 甚野源次郎 川田昌成 佐藤憲保 渡部譲 瓜生信一郎

- ・知事提出議案第42号：認 定  
「決算の認定について」
- ・知事提出議案第43号：認 定  
「平成26年度福島県工業用水道事業会計  
決算の認定について」
- ・知事提出議案第44号：可 決  
「平成26年度福島県工業用水道事業会計  
利益の処分について」
- ・知事提出議案第45号：認 定  
「平成26年度福島県地域開発事業会計  
決算の認定について」
- ・知事提出議案第46号：認 定  
「平成26年度福島県県立病院事業会計  
決算の認定について」

### （ 9月28日（月） 病院局）

#### 阿部裕美子委員

矢吹病院についてであるが、ひきこもりや児童思春期外来の充実、措置入院患者や民間では処遇困難な患者の受け入れ、入院患者の地域生活への移行促進など、取り組まれている内容は現在の時勢に必要とされる大変重要な内容である。

また、アウトリーチによる支援や訪問看護・デイケアの充実についての説明もあったが、児童思

春期外来やひきこもりなどの取り組み状況と今後の課題について聞く。

#### 病院局長

子供を取り巻く心の問題は非常に大きな問題であり、教育や福祉の現場でさまざまな議論がなされている。病院局でも発達の問題を抱える子供の診療、家族の支援は非常に重要な課題であると認識しており、県中・県南地域を中心とした児童思春期外来を矢吹病院においてスタートした。

この背景としては、平成23年3月に震災を受け全県的に不安な状況がある中で、子供への心の影響が非常に大きな課題になるのではないかということで、当時、県立医科大学の教授であった丹羽管理者が矢吹病院に児童思春期の専門家で、全国的にも有名な井上医師を東京の十愛病院から招聘した。23年8月から毎月1回、土曜日に児童思春期の診察をスタートしている。

井上医師の話によると、診察は1人につき2時間程度かかり、医師のほかに看護師や臨床心理士、産業療法士等が多面的に診察するため非常に時間がかかるということである。人気も非常に高く、26年度で722名、実人員で130名の方が診察を受けている。27年8月時点で新患の診察は来年2月まで受けられず、それまでに間に合わないケースについては、臨床心理士が家庭を訪問しアドバイスをしている状況で、精神科において非常にニーズの高い分野である。

本県の課題としては、児童思春期専門の入院病棟がないことであり、現在入院が必要となる児童については、大人と同じ一般病棟に入院している。

#### 阿部裕美子委員

より一層の充実を望む。

#### 宮川えみ子委員

平成26年度は消費税が5%から8%に増額した。県民の暮らしや経済に厳しさが増した年である。患者の医療費は非課税であるが、病院にとっては医療機器や薬品等を購入する際に課税される。消費税による影響はどの程度あったのか。

次に、原子力賠償についてである。財物賠償は約58億円で合意したとの説明であったが、入金状況はどうなっているか。

また、人件費の賠償額については、約19億3,700万円が入金されているとのことだが、請求額の全額が支払われているのか。

#### 病院経営課長

委員指摘のとおり、病院の診療については非課税であるが、健康診断や自由診療については、一部課税扱いとなり消費税分を病院の収入としている。

しかし、病院の医療機器や薬品、診療材料を購入する際には課税されているが、それらの増加分は診療報酬の決まりがあるため、患者には転嫁できないのが一般的である。これらの状況を踏まえ、平成28年4月から診療報酬が改定される予定である。また、この矛盾点については全国的にも問題

視されており、全国自治体病院開設者協議会においても国へ要望している。

26年度の病院局収入に係る消費税分は、825万4,000円である。それに対して、負担した消費税は1億465万9,000円であり、ギャップが大きい。また、消費税が5%から8%に増額したことにより、収入は290万円の増、支出は3,700万円の負担増となっている。

次に、財物賠償については27年8月20日に全額受け入れ、人件費についても27年2月分までは全額受け入れている。27年3月以降の補償については、現在、東京電力（株）と折衝中である。

#### 高野光二委員

医業未収金については、さまざまな手法でかなりの実績を上げており、未収金残高もほぼ半分に減っている。専任の非常勤嘱託員の努力や、困難なケースについては弁護士に委託した結果があらわれていると思う。未収金は患者個々の事情があり、分納や生活が困難で払えないなどの場合があると思う。最悪な場合は相手方と連絡が取れないなど回収不能となっているものもあると思うが、数字からは読み取ることができない。非常勤嘱託員が努力した件数、弁護士事務所に委託した件数、回収が困難と判断した件数を示すことは可能か。

#### 病院経営課長

医業未収金の回収状況については、詳細な数字を示したところである。これまで本局において非常勤嘱託員を雇い頑張ってきたが、非常勤嘱託員が回収した分は資料25ページの下段「平成26年度の過年度個人医業未収金の回収状況」本局欄に記載のとおりである。弁護士回収額についても記載のとおりである。また、回収困難となった不納欠損額については67万4,000円であり、所在不明等、弁護士事務所においても難しい案件を不納欠損処理としている。

#### 高野光二委員

未収金については、必ず不納欠損額が出てくる。会計上、処理不可能な数字が残らない対応をしてほしい。

#### 宮川えみ子委員

関連して聞く。資料25ページに新たな未収金防止策として、分納の相談や高額医療費制度の説明が記載されている。既に取り組んでいるかもしれないが、福祉部門との連携が重要となってくる。国民年金の場合は国の言うとおりに40年積み立てても月6万円弱である。そのほかの収入がなければ、生活保護ぎりぎりもしくは以下となり、医療費は当然支払うことができない。現在、下流老人や漂流老人と言われ、生活保護受給者もふえている。介護負担金が増加する一方、年金の削減は進み、ますます高齢者の医療費負担が厳しくなるため、未収金の問題も当然出てくる。そのため、分納の相談や高額医療費制度の説明だけでは今後も未収金は相当出てくると思う。高齢者の中には少しでも年金を受給していると、そういう制度の対象にならないと誤解している方もいるので、きちんと説明しなければならない。福祉分野との連携はどのようにしているのか。

経営病院課長

生活保護法の関係もあり、なかなか難しい問題である。病院としても福祉との連携は避けて通れない問題であり、医療相談体制の充実強化に向けて取り組んでいる。福祉部門や市町村との連絡調整等も踏まえながら、患者の理解を得られるような相談体制を確立している。

川田昌成委員

県立病院事業の5つの基本方針の中で、④職員の資質向上と人材育成を挙げているが、成果について聞く。

病院経営課長

職員の資質向上については、患者に対する丁寧な応対やサービスの向上に向けて、院内での研修会や講師を招聘しての研修会等、患者の満足度を上げる仕組みづくりを行っている。

人材育成面については、特に看護師は医師と同様に専門分化してきており、専門看護師や認定看護師をふやすため、毎年1～2名を半年間の研修に参加させ、専門看護分野の習得に力を入れている。

川田昌成委員

成果は多少上がったという認識か。

病院経営課長

専門研修に参加した方々が院内に戻り、他職員への伝達研修や日常の実地の中で習得した技術を還元している。

**（ 9月28日（月） 企業局）**

阿部裕美子委員

地域開発事業について聞く。三菱ガス化学（株）への販売は平成25年度中であつたと思うが、実際の開発に要した経費と販売価格の差を聞く。

経営・販売課長

B工区の造成事業費は約38.4億円である。販売価格は、販売相手先企業と公表しない約束となっているので理解願う。

阿部裕美子委員

販売価格は今までも示していないのか。

経営・販売課長

販売価格については、今までも同じような説明で理解してもらっている。

阿部裕美子委員

三菱ガス化学（株）への販売は32haだと思うが、1ha当たりの単価も明らかにしないのか。

経営・販売課長

1ha当たりの販売価格であれば同じことであるので理解願う。

遠藤忠一委員長

阿部委員に述べるが、販売価格は公表しないことで相手と契約がまとまっているので、理解の上質問願う。

阿部裕美子委員

地域開発事業については、企業債残高が約160億円、累積欠損金は約186億円であり、極めて憂慮すべき状況だと指摘されている。現在のさまざまな状況を見れば、さらに累積欠損金がふえていく非常に厳しい状況になってしまうと思う。この開発事業については、かつて、市町村の開発団地の取り組みなどがある中で、白河の工業団地開発は経営的にも厳しくなることが目に見えており、進めるべきではないと当時強い意見を述べた経緯もあるが、現状はこういう事態にあるので、地域開発事業そもそもについての総括を明確にしていく必要があると思う。今後の地域開発事業のあり方についても、きちんとした総括をすべきと思うが、意見を聞く。

経営・販売課長

委員指摘のとおり、現在累積欠損金が186億4,000万円、企業債残高が約161億円と非常に厳しい状況である。特に、企業債の償還財源が現在保有している工業団地のみでは賄い切れないため、関係当局とも繰り入れの方法、時期等について協議を進めている。

ここまで累積欠損金がふえてしまった理由としては、開発当時からこれまでの長い経過で地価が下落したこと、近隣の他地域との競争の観点から販売単価を引き下げざるを得なかったこと、また、長年の経過によって企業債利子の負担や人件費等、販売経費の負担が高くなっていることなどが挙げられる。

工業団地としては、県内の産業振興の基盤となるように企業誘致を行っており、振興の面では役立っていると思っているが、一方でこのような厳しい経営状況にあるので、今はいわき四倉中核工業団地第2期区域や白河複合型拠点のA工区も含む工業団地について鋭意分譲を進めている。将来的には地域開発事業のあり方も含めて検討していかなければならない。

## 斎藤健治委員

関連になるが、監査の審査意見書にも「極めて憂慮すべき」と出ている。資料16ページに記載の前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況を見ても、平成26年度決算だけでなく25年度も同じような内容が記載されていた。処理状況には、「一般会計からの繰入時期や方法等について、関係部局と継続して協議を進めております」と、いかにもやるようなことが書いてあるが、私の記憶では10年以上同じようなことをしてきた。それでまた別のところを買おうなど、とぼけたことをやる。不動産屋のような事業はやめたほうがよい。累積欠損金が186億円などという数えられないような数字になっているのに、協議を進めると言うだけで何もやっていない。

次に、職員数についてだが、25年度から26年度にかけて見ると、たった1名の減である。これだけの赤字を出せば、職員数を半分くらいにしてもよい。そういう気構えもない。だから、人の金だと思って仕事をしているのではないかと思われてしまう。

我々は26年度の決算内容を審査していくわけだが、どうにもならないことが起きている。本県ばかりでなく、ほかの市町村でも地価が3分の1くらいに下がってしまっている。本県はそれだけでなく、地震、津波、それに原発事故の関係もあり、3分の1や3分の2の補助金を出して企業誘致をしてもなかなか来ないということが今起きている。

さらに、企業を誘致しても働く人が足りない状況が起きている。ここ10年間で本県人口は10万人減っているのだから当たり前のことである。これからふえる要素は何もない。あなた方に言っても仕方がないが、そういう政策をやっていない。二地域居住では人はふえない。

本県の人口が減る中、企業を誘致しても働く人がいない現状があるのだから、今までの分を精算すべきである。今の局長や職員に言ってもずっと引き継いできているものだから仕方がないが、監査委員の意見や決算審査特別委員会の意見としても毎年同じことを言われている。何かをしようとしても企業局ではもうできないと言われている。現在残っている分を造成しても、オーダーメードでやっても赤字になることがわかっているのなら、原価で処分できる値段でやらざるを得ない。ほかから金を持ってくるしかない、そうあるべきだと皆に言われている。どのように考えているのか。

## 企業局長

これまで再三にわたって指摘されていることであるが、そのとおりだと思う。加えて、これだけの累積欠損金、あるいは企業債の償還をこれから控えている状況である。我々としては、本当に重く厳しい課題だと思っている。

対応については、監査や議会からの指摘もあるように、我々だけでは何ともしようがない状況があるので、当面はとにかく今ある未分譲地を早く売却して、現金化していく。あわせて繰り入れの内容等について関係部局と協議する中で、指摘の課題についても真摯に検討したい。

## 宮川えみ子委員

15ページの前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況に相馬及び好間工業用水

道については、複数の給水相談が寄せられていると記載されている。平成25年度決算の際には、火力発電所の引き合いがあるとのことだった。今、それは俎上によって環境アセスメントの途中でかと思うが、いわき市民の中では非常に懸念する意見が出ている。水が売れば何が来てもよいということでは非常に困ると市民からは言われている。決算の厳しい状況を考慮すると企業局としては何とかしたいと思うが、やはり地域の環境問題も十分検討しながら進めてほしい。答えられる範囲で構わないので考えを聞きたい。

#### 工業用水道課長

火力発電所は大規模な工場であるので、環境に影響が発生するものと思われる。

工業用水の供給は、工業用水道事業法により、正当な理由がなければ、給水を拒んではならないと定められている。当然、環境に対する影響には配慮する必要があるが、それについては、環境影響評価などで地元の意見や行政の意見を集約しながら火力発電所の立地が適正かどうかの審査がなされると思っている。担当部署は別であるが、環境影響評価の審査を受けて許可が得られれば、企業局としては工業用水道の供給を行いたい。

#### 宮川えみ子委員

決算審査の場では少し難しいと思ったが、意見を述べた。

次に、原子力賠償でこれまで東京電力（株）に請求した金額とその根拠、入金額、請求額に対して何割程度支払われたのか説明願う。

#### 工業用水道課長

東京電力（株）関係の損害賠償は、工業用水についてはモニタリング検査費用と逸失利益がある。平成26年度までの累積で、請求総額は1億1,261万6,000円である。これに対して受領金額は1億1,257万4,000円であり、99.96%の受領となっている。

#### 宮川えみ子委員

賠償請求の内容はモニタリングと逸失利益とのことだが、企業誘致も含めて原子力災害による風評によって、あらゆる面で大変な状況になっていると思う。風評被害という面で賠償を行う根拠はないのか。

#### 工業用水道課長

委員指摘のとおり、現在賠償請求しているほかに風評被害などいろいろなものがある。ただ、そういったものは立証がなかなか難しい。これは工業用水道に限らず、ほかの賠償請求も含めた話になると思うが、そういった多様な取り扱いについての方針が定まった場合には工業用水道も同じように賠償請求していきたい。

